

## 八王子市立保育園指定管理者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 八王子市立保育園の管理を行う指定管理者の選定を公正かつ適正に実施するため、八王子市立保育園指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(選定の基準)

第2条 選定に当たっては、八王子市保育園条例(昭和25年条例第6号)及び八王子市立保育園指定管理者募集要項に掲げる選定基準に基づいて行う。

(所掌事項)

第3条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 1 応募書類の審査、評価に関すること。
- 2 候補者の選定に関すること。
- 3 その他委員長が必要と認める事項。

(構成)

第4条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には学識経験を有する者を、副委員長にはこども家庭部長をもって充てる。

- 2 委員長は会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(組織)

第5条 選定委員会は別表1に掲げる者をもって組織する。

(会議)

第6条 選定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選定委員会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(第一次選定委員会)

第7条 選定委員会に第一次選定委員会を置く。

- 2 第一次選定委員会は、指定管理者への応募が5者を超えたときに、選定基準に基づき評価順位上位5者を選定し選定委員会の選定に付す。
- 3 第一次選定委員会は、別表2に掲げる職員をもって組織する。
- 4 第一次選定委員会に委員長を置き、委員長には子育て支援課長をもって充てる。
- 5 委員長に事故あるときは、委員が協議してその職務代理者を指定する。
- 6 第一次選定委員会においては、第4条第2項及び第6条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、こども家庭部子育て支援課において処理する。

- 2 応募のあった法人について、応募資格審査及び応募書類の内容確認は、こども家庭部

子育て支援課で行い、条件に適合するものを第一次選定委員会又は選定委員会の選定に付す。なお、審査及び確認に際して必要と認められる場合は、直接応募者に説明を求めることができる。

附 則

この要綱は平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年10月1日から施行する。

別表1

選 出 区 分	委員会での職務	選 出 理 由
学識経験者	委 員 長	児童福祉に造詣が深い学識経験者の専門性を活かす。
児童福祉施設運営に関わる者	委 員	保育を要する子どもの生活、心理に精通している。
主任児童委員	委 員	子育て家庭への支援活動を行うなど、地域における子どもの生活及び取り巻く状況を熟知している。
利用者を代表する者	委 員	現在の子どもが置かれている状況を基に、親（保護者）の立場から意見を述べる。
利用者を代表する者	委 員	現在の子どもが置かれている状況を基に、親（保護者）の立場から意見を述べる。
関係所管部長	副委員長	こども家庭部長（担当部長）
関係所管部長	委 員	健康福祉部長（福祉事務所長）
関係所管部長	委 員	学校教育部長（保・幼・小連携関連）

別表2

委員会での職務	職 名
委員長	子育て支援課長
委員	こどものしあわせ課長、こども家庭部主幹（次世代育成支援担当）、子ども家庭支援センター館長、児童青少年課長